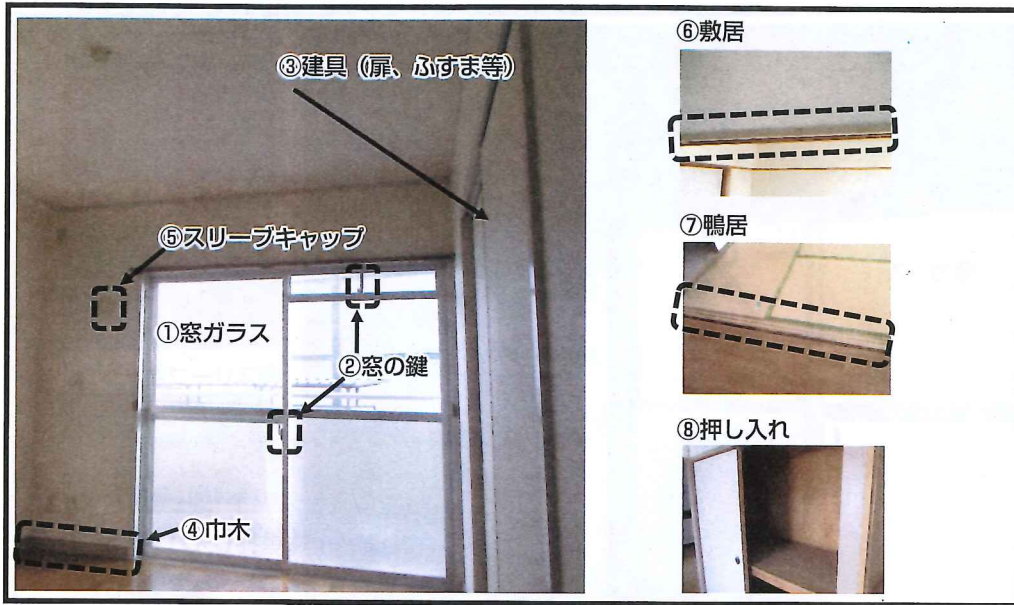


修繕費用の負担区分

7. 洋室



①	窓ガラス			⑤	スリーブキャップ		
	破損、汚れ		入居者		破損、紛失		入居者
②	窓の鍵			⑥	敷居、鴨居		
	破損、汚れ		入居者		反り、摩耗		指定管理者
③	建具(扉、ふすま等)			⑦	汚れ、傷		入居者
	反り		指定管理者		⑧	押し入れ	
	開閉不良、襖紙破れ・汚れ、取っ手破損		入居者	汚れ、カビ			入居者
④	巾木						
	腐食		指定管理者				
	汚れ、傷		入居者				

1. 腐食・反り・摩耗・破損についての基準は、機能に支障があるものに限ります。
2. 修繕区分が「指定管理者」の場合でも、入居者の故意・過失、通常の使用方法和異なる使用により生じた修繕は、「入居者」負担となります。
3. 団地または住戸タイプの違いにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。
4. 入居後（※入居替を含む）1カ月以内は、「入居者」負担の項目でも、必要に応じて「指定管理者」負担で修繕します。